



富士宮市教育委員会 生成 AI 利用ガイドライン

令和8年4月1日

富士宮市教育委員会 学校教育課

目次

はじめに	1
第1条 定義	2
第2条 対象とする生成 AI	2
1. 基本的な考え方	
2. 利用できる生成 AI モデル・サービス	
3. 緊急時の取り扱い	
第3条 利用について	4
1. 教職員の校務における生成 AI の活用について	
2. 校務での利用例	
3. 児童生徒の学習活動における生成 AI の活用について	
4. 学習活動での利用例	
第4条 利用における遵守事項	5
第5条 利用の停止	6
第6条 その他	6
参考資料	7

はじめに

本ガイドラインは、初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver.2.0(令和6年12月26日文科科学省通知)及び、静岡県教育委員会生成 AI 利用ガイドライン Ver2.0(令和7年3月26日静岡県教育委員会通知)を基に、富士宮市教育委員会が所管する市立学校に勤務し、校務や教育活動等の業務を担う教職員が業務の効率化や教育の質の向上を図るために、生成 AI を適切かつ安全に利用する際の基本的な考え方や遵守すべき事項を定めたものである。本ガイドラインは、生成 AI の利便性と留意点を明示し、教育活動における効果的な活用を支援することを目的としています。

近年、生成 AI は、文章だけでなく動画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになるなどの技術的進歩によって急速に普及し、多様な場面で活用が期待されている。一方で、プライバシー侵害や、もっともらしい虚偽の情報(ハルシネーション)、著作権侵害等のリスクや、生成 AI の結果を過度に信頼することによる公平性の欠如など、社会的・倫理的な課題も指摘されている。こうした背景を踏まえ、本ガイドラインは、生成 AI を利用するに当たり、情報資産の安全な利用と得られた情報の適切な活用を図るために必要な事項を定めるものである。

1. 生成 AI 利用に伴うリスクへの理解と適切な運用について

生成 AI 利用に伴うリスク(個人情報の取り扱い、著作権侵害、不正利用等)を正しく理解し、市教育委員会や各学校が求める情報セキュリティポリシーや関連法令に準拠した安全な運用を実現する。

2. 教育の質向上の推進と業務効率化

新たな視点やより深い視点での学びを実現する授業案、学習教材の作成など教育の質の向上を推進するとともに、各種文書のたたき台作成等の負担を軽減し、児童生徒への指導や教育活動に充てる時間を創出する。

3. 人間中心の原則と説明責任

生成 AI が出力した情報を最終的に採用するかどうかは、常に教職員が責任を持って判断するという基本姿勢を徹底する。公開資料や保護者・地域社会への説明に際しても、生成 AI 活用の目的・手法・リスク等を必要に応じて共有し、透明性を確保する。

4. 継続的な見直し

生成 AI 技術が日進月歩で変化する現状を踏まえ、ガイドラインの内容を定期的に見直し、現場のニーズや法改正等に応じて柔軟に改定することとする。

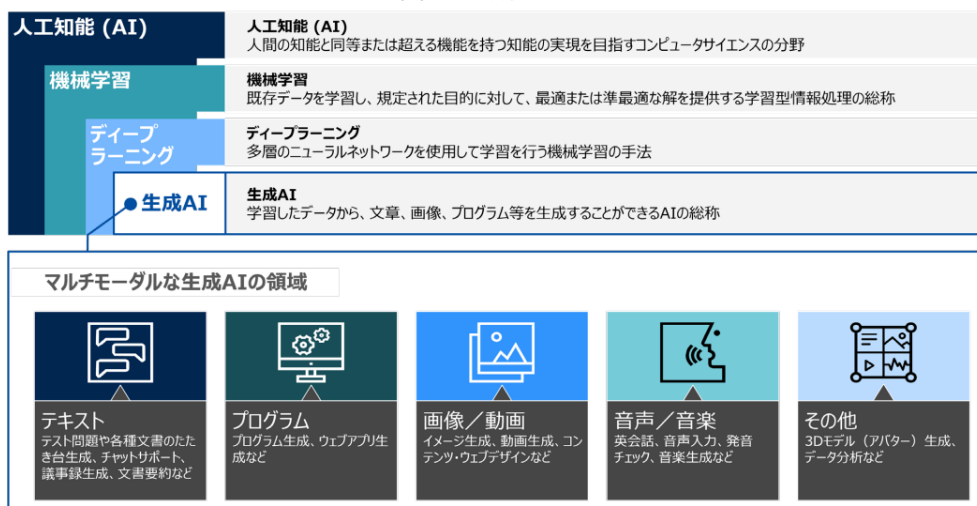
第1条 定義

本ガイドラインにおいて使用する主な用語の定義は、次のとおりとする。

【生成 AI】

大規模言語モデル(Large Language Model)や動画画像生成モデルを含む、ユーザーが入力した情報(プロンプト)に基づき、新たに文章や画像、動画、音声、プログラムコード等を生成・出力することができる AI の総称をいう。

図1 生成 AIとは



参考:初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン ver2.0

(令和6年 12月 26日 文部科学省)

【オプトアウト設定】

生成 AI において、ユーザーが入力した情報を学習データとして取り込まないように設定できる機能をいう。各サービスにより名称や設定手順が異なる場合があるが、教職員は情報セキュリティの観点からオプトアウト設定が可能な生成 AI サービスについては、この設定を有効にして利用する。

第2条 対象とする生成 AI

1. 基本的な考え方

教職員が業務において利用する生成 AI は、原則として、サービスの利用規約やセキュリティ要件等を十分に確認し、安全性・適法性・セキュリティが担保されていると認められるものに限る。

- (1) 利用規約において、オプトアウト設定の有無や、データの保存方法等が明示されていること。
- (2) 個人情報保護等に関して、国内外の関連法令やガイドライン(個人情報保護法、教育情報セキュリティポリシー等)に違反しない仕組みが整備されていること。
- (3) 必要に応じて契約内容やサービス仕様を確認できること。

2. 利用できる生成 AI モデル・サービス

(1) 申請不要で利用できる生成 AI(オプトアウト設定が有効な状態で利用すること※)

モデル	ChatGPT	Gemini	Copilot	Canva
提供主体	OpenAI	Google	Microsoft	Canva
主な機能	・テキスト生成 ・画像生成等	・テキスト生成 ・画像生成等	・テキスト生成 ・画像生成等	・テキスト生成 ・画像生成 ・動画生成 ・音声生成等
オプトアウト設定 ※ ¹	入力情報を学習データとして利用しない設定をユーザーが個別に実施して利用する。	教育用 Google アカウント※ ² でログインし、アプリランチャーから利用することで、設定が有効となる。	NES 端末の Edge ブラウザで利用することで自動的に有効となる。	Canva 教育版に教育用 Google アカウント※ ² で教師として登録を行い、認証を受けることで設定が有効となる。
年齢制限	13 歳以上(保護者同意)	年齢制限なし(保護者同意) 児童生徒が利用可能	13 歳以上 (Microsoft アカウント)(保護者同意)	13 歳以上 (Canva アカウント)
児童生徒利用		○		○
その他		・情報整理や議事録作成において NotebookLM も利用可能。		主な機能の他にもデザインの自動生成機能等が利用可能。

※ ¹利用前の設定等については、「生成 AI ツールについて(静岡県教育委員会ガイドライン内)」参照

※ ²児童生徒教職員に紐付く Google アカウント(OOO@fujinomiy-edu.com)のこと。

(2) 利用に許可が必要な生成 AI

(1)に記載された以外の生成 AI を利用する場合には、管理職から学校教育課へ依頼する。市教育委員会で判断し、許可された場合は、市教育委員会から静岡県教育委員会に申請し、許可を受けた上で利用を開始する。

3. 緊急時の取り扱い

万一、利用中の生成 AI サービスで重大なセキュリティインシデントや法令違反が確認された場合、市教育委員会は利用停止を指示できる。教職員は、その指示があった場合、直ちに当該サービスの利用を中止し、状況を報告すること。

第3条 利用について

1. 教職員の校務における生成 AI の活用について

教職員による生成 AI の活用は、新たな視点での学びを実現する授業案の作成など教育の質の向上を図り、文書作成等業務の負担を軽減する上で有用であるが、生成 AI の出力結果は、あくまで補助的な参考案であり、ハルシネーションや不適切な表現を含む可能性がある。生成 AI の結果を採用するか否かは、必ず教職員が責任をもって判断し、必要に応じて修正・補足を行うことを徹底する。

2. 校務での利用例

(1) 文章の要約・翻訳・書き換え

- ・会議録や研修レポート、各種報告文書等を要約・翻訳することで、資料作成の時間を短縮する。
- ・公開情報(研究論文や他自治体の公表資料など)の要点抽出や概要整理に活用する。

(2) あいさつ文、案内文の作成支援

入学式・卒業式、各種行事のあいさつ文や保護者宛通知文などのたたき台を生成 AI に作成させ、最終的に教職員が加筆修正する。

(3) 文章の校正・改善

作成途中の文書を入力し、文法・表現を提案させることで、誤字脱字や冗長表現を削減し、わかりやすい文章に仕上げる。

(4) アイディア出しやブレインストーミング

授業案や学習教材のアイディア出し、部活動の練習メニュー例など、多角的なアイディアを得るためのヒントとして活用する。

(5) プログラムコードの作成・修正

簡易的なスクリプトなどのコード例を生成し、実務の効率化に役立てる。

(6) その他、業務の効率化や教育の質の向上に資するもの

業務改善に有用と認められる範囲で、幅広く活用を検討する。

3. 児童生徒の学習活動における生成 AI の活用について ※³

児童生徒の学習場面での利活用に当たっては、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである。

利活用の適否の判断に際しては、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要がある。具体的には、「生成 AI 自体を学ぶ場面(ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の基本的な仕組みや特徴を理解する)」、「使い方を学ぶ場面(自己の判断や考えが重要であることを十分に認識し、生成 AI の出力を基に深い意味理解を促し、思考力を高める使い方ができる)」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」を組み合わせたり往還したりしながら、生成 AI の仕組みへの理解や学びに生かす力を高める。

なお、「生成 AI を利用するに当たって」(静岡県教育委員会作成)を踏まえ、適切な使い方、および適切でない使い方を理解し、以下のチェックリストの項目を満たした上で利用する。

チェックリスト

- 生成AIツールの**利用規約**（未成年は保護者同意等）を理解している。
- 生成AIの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等について**事前学習**をしている。
- 個人情報**やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しない。
- 入力した情報が、生成AIの学習データとして利用されないように設定（オプトアウト）する。また、毎回、使用する前に設定を確認する。
- 著作権**の侵害につながるような使い方をしない。
- 生成AIを利用した**成果物**については、生成AIを利用した旨や**引用**をしていることを**明示**する。
- 生成AIを**利用する前**に、まずは自分で考え、表現する。
- 生成AIを自分が知っている**知識の範囲内**（正誤の判断ができる範囲）で利用する。
- 生成AIに全てを委ねるのではなく、**最後は自分で考え判断**する。
- 読書感想文**等において、生成AIによる生成物を**応募・提出**することは**不適切**又は**不正な行為**のため、絶対にしない。



4. 学習活動での利用例

(1) 情報モラル教育の教材

生成AIが生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気づく。

(2) 新しい視点の提案

グループにおいて、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する。

(3) 試験対策の個別支援

分からない問題の解説や、予想問題の作成等に活用する。

(4) 英会話の相手

より自然な英語表現への改善や、自身の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用する。

(5) プログラミングの命令文のヒント

児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する。

※ 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）概要 参照

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf

第4条 利用における遵守事項

1. 入力情報に関するセキュリティの確保

情報資産を利用する場合は、重要性分類Ⅲ以下で、第三者に公開又は提供可能なものに限る。なお、次に掲げる事項については、特に注意すること。

(1) 非開示情報

静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条に規定する非開示情報のほか、これに類するものは入力しないこと。

(2) 業務を通じて入手した情報

契約等により守秘義務を課された情報や、申請や届出など業務を通じて特定の目的のために入手した情報については入力しないこと。

(3)個人情報・著作権等の保護

氏名や住所、写真、成績等の個人を特定できる情報は入力しない。第三者の著作物(文章・動画像等)を入力する場合、著作権者の許諾の要否を確認し、必要に応じて加筆修正や引用元を明示する。

2. 出力データに関する公平性の確保

生成 AI の学習データに偏りがある可能性を踏まえ、出力結果に差別的表現やバイアスが含まれていないか確認する。

3. 透明性・説明責任

作成した文書や資料を外部に公表する際は、生成 AI を利用して作成したことを必要に応じて明示し、誤解を招かないよう配慮する。

<生成文で利用した例>

- ・本レポートの一部(構成案の作成および推敲)において、生成 AI(Gemini)を使用しています。
- ・本レポートの概要作成に生成 AI(Gemini)を使用しました。なお、AI が出力した数値や事実関係については、〇〇(書籍名)および公式サイトにて真偽を確認済みです。

<生成画像で利用した例>

- ・画像制作: Canva マジック生成(AI)
- ・本スライドの背景画像およびアイコンは、生成 AI(Gemini)によって生成された素材を使用しています。

4. 最終的な責任と判断

生成 AI の出力物を業務に用いる場合、教職員(最終利用者)が責任者となって検証したうえで採用する。不確かな内容や差別的表現を含む場合は、必ず修正または破棄し、リスクを排除する。

5. 著作権・知的財産権の確認

出力された文章や動画像に、既存の著作物や商標などと類似する部分がある場合は、権利関係を確認し、侵害が疑われる場合は使用を控える。

第5条 利用の停止

1. 利用停止の判断

生成 AI サービスの利用規約変更や、大規模なセキュリティ事故、法令違反等が発生した場合、市教育委員会は一時的な利用停止を指示できる。教職員は、その指示を受けた場合には速やかに利用を中止し、利用停止の影響範囲等を報告する。

2. 新たなリスクの発生

生成 AI の技術進歩に伴い、予期せぬリスクが新たに生じる可能性がある。危険が認められると判断されたときは、関係部署と協議のうえ、直ちに利用方針を見直す。

3. 出力結果に起因する問題

ハルシネーションにより誤った情報を発信したり、権利侵害等が発生したりした場合は、速やかに学校管理職や市教育委員会と連携し、関係者への説明を行う。

第6条 その他

1. 疑義・相談窓口

本ガイドラインに関する疑問や運用面での相談は、市教育委員会にておいて処理する。

2. 改定手続き

本ガイドラインは、技術の進展や法制度の変更、文部科学省の方針変更等に応じて定期的に見直す。

改訂が行われた場合は、速やかに教職員へ周知する。

附則

本ガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

- 1) 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインVer2.0（文部科学省 初等中等教育局 令和6年12月26日）

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

- 2) 静岡県教育委員会生成AIガイドラインVer2.0（静岡県教育委員会 令和7年3月26日）

<https://fujinomiyaedu.sharepoint.com/:b:/s/76KyoikuiinkaiShare/IQA7NHgPCH65SYo0kod009bEAc3WKY7tCfyS0Gz7rXf1Irw?e=vCenJv>